

阿南工業高等専門学校安全衛生委員会規則

(平成 16 年 4 月 1 日)

(規 則 第 6 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（平成 16 年 4 月 1 日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 31 号）（以下「管理規則」という。）に基づき、阿南工業高等専門学校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営、調査審議事項、産業医の権限などを定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、第 1 条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、校長に必要な意見を提出するものとする。

- (1) 教職員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること
- (2) 労働災害の現員再発防止対策に関することで安全及び衛生に係るものに関すること
- (3) 教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること
- (5) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置で安全及び衛生に係るものに関すること（化学物質の自律的な管理の実施状況に関することを含む）
- (6) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- (7) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
- (8) 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (9) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- (10) 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自発的健康診断及びその他に行われ医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (11) 長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
- (12) 教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること
- (13) 労働基準監督署等から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち、教職員の危険の防止に関すること
- (14) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること

(産業医の権限)

第 3 条 産業医は、管理規則第 8 条第 3 項に掲げる事項をなし得る権限を有する。

2 前項の権限には、次に掲げる事項に関する権限が含まれるものとする。

- (1) 校長または委員会委員長に対して意見を述べること
- (2) 教職員の健康管理等を実施するために必要な情報を教職員から収集すること
- (3) 教職員の健康を保持するため緊急の必要がある場合において、教職員に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

(安全管理者及び衛生管理者)

第4条 労働安全衛生法第11条及び第12条に基づき、安全管理者及び衛生管理者を置くものとする。

なお、安全管理者は総務課長をもって充て、衛生管理者は有資格者の中から複数置くことができるものとする。

(化学物質管理者)

第4条の2 管理規則第7条の2に基づき、化学物質管理者を置くものとし、創造技術工学科長をもって充てる。

(保護具着用管理責任者)

第4条の3 管理規則第7条の3に基づき、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、教職員に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を置くものとする。

なお、保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有する者の中から校長が指名する。

(組織)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副校長(総務)

(2) 衛生管理者のうちから校長が指名した者 1名

(3) 産業医

(4) 安全管理者

(5) 技術部職員のうちから校長が指名した者 1名

(6) 安全に関し経験を有する者のうちから校長が指名した者 1名

(7) 衛生に関し経験を有する者のうちから校長が指名した者 1名

2 前項第1号に定める委員以外の委員の半数については、過半数代表者(阿南工業高等専門学校の教職員の過半数を代表する者をいう。)の推薦に基づき校長が指名する。

(任期)

第6条 前条第1項第5号、第6号及び第7号に規定する委員の任期は1年とし、再任を防げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、副校長(総務)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(開催)

第9条 委員会は、毎月一回定期に開催するほか、次の場合に委員長の召集によって開催する。

(1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。

(2) その他委員長が必要と認めたとき。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 11 条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 12 条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校安全委員会規程(昭和 61 年 9 月 3 日規程第 8 号)は、廃止する。

3 阿南工業高等専門学校放射線障害防止委員会規則(平成 3 年 11 月 6 日規則第 4 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 4 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 2 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。